

事 務 連 絡

平成23年 4月 8日

各県立学校教育財産管理事務主任者 殿

施設整備課施設管財班長

東北地方太平洋沖地震に係る教育財産の取扱について

このことについて、震災に係る損壊等で教育財産に異動があった場合は下記のとおり事務処理願います。

記

1 異動が生じた場合は公有財産規則第46条に基づき、教育財産異動報告書（様式第21号）を提出願います。

2 解体・撤去する場合は公有財産事務取扱要領第34条に基づき、教育財産用途廃止要望書（様式37）を解体予定日の15日前までに提出願います。

※学校執行工事・営繕課執行工事を問いません。

3 また、震災に係わらず財産の異動が生じた場合や解体・撤去する場合は、遅延なく上記書類を提出願います。

担当：施設管財班 尾島

TEL 022-211-3351

FAX 022-211-3354